

令和 7 年

文教委員会会議録

と き 令和7年6月9日

品川区議会

令和7年 品川区議会文教委員会

日 時 令和7年6月9日(月) 午後1時00分～午後2時51分
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員	委員長	つる 伸 一 郎	副委員長	筒井 よう す け
	委員	まつざわ 和 昌	委員	若 林 ひ ろ き
	委員	の だ て 稔 史	委員	高 橋 し ん じ
	委員	横 山 由 香 理		

出席説明員	伊 崎 教 育 長	米 田 教 育 次 長
	船 木 庶 務 課 長	荒 木 学 校 施 設 担 当 課 長
	石 井 学 務 課 長	酒 川 指 導 課 長
	丸谷教育総合支援センター長	新井特別支援教育担当課長
	唐澤教育施策推進担当課長	三 ツ 橋 品 川 図 書 館 長
	佐 藤 子 ど も 未 来 部 長	三 輪 子 ど も 育 成 課 長
	柴田子ども施策連携担当課長	吉野子ども家庭支援センター長
	柏 木 子 育 て 応 援 課 長	芝 野 保 育 入 園 調 整 課 長
	染 谷 保 育 施 設 運 営 課 長	佐 藤 保 育 事 業 担 当 課 長
	原 品 川 区 児 童 相 談 所 長	長 谷 川 児 童 相 談 課 長

○午後1時00分開会

○つる委員長

ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、幹部職員紹介、事務事業概要およびその他を予定しております。

なお、その他におきましては、所管事務調査および行政視察についてのご案内を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

1 幹部職員紹介

○つる委員長

それでは、予定表1の幹部職員紹介を議題に供します。

実質的には、今回が初めての委員会でございますので、改めて委員、理事者の皆様より、自己紹介をお願いいたします。

では、初めに、委員長の私から行います。

委員長のつる伸一郎です。改めまして、1年間どうぞよろしくお願いいたします。

○筒井副委員長

副委員長の筒井ようすけです。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

○まつざわ委員

自民党・無所属の会、まつざわです。よろしくお願いいたします。

○のだて委員

共産党ののだて稔史です。よろしくお願いいたします。

○若林委員

公明党の若林ひろきです。よろしくお願いいたします。

○高橋（し）委員

無所属の高橋しんじです。よろしくお願いいたします。

○横山委員

無所属の横山由香理です。よろしくお願いいたします。

○伊崎教育長

教育長の伊崎でございます。よろしくお願いいたします。

○米田教育次長

教育委員会事務局教育次長の米田でございます。よろしくお願いいたします。

○船木庶務課長

庶務課長、船木と申します。よろしくお願いいたします。

○荒木学校施設担当課長

学校施設担当課長、荒木でございます。よろしくお願いいたします。

○石井学務課長

学務課長の石井でございます。よろしくお願いいたします。

○酒川指導課長

指導課長の酒川でございます。よろしくお願いします。

○丸谷教育総合支援センター長

教育総合支援センター長の丸谷でございます。よろしくお願いいたします。

○新井特別支援教育担当課長

特別支援教育担当課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○唐澤教育施策推進担当課長

教育施策推進担当課長、唐澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三ツ橋品川図書館長

品川図書館長、三ツ橋でございます。よろしくお願いします。

○佐藤子ども未来部長

子ども未来部長の佐藤です。どうぞよろしくお願いします。

○三輪子ども育成課長

子ども育成課長の三輪と申します。よろしくお願いします。

○柴田子ども施策連携担当課長

子ども施策連携担当課長の柴田と申します。よろしくお願いいたします。

○吉野子ども家庭支援センター長

子ども家庭支援センター長の吉野と申します。よろしくお願いします。

○柏木子育て応援課長

子育て応援課長の柏木です。よろしくお願いします。

○芝野保育入園調整課長

保育入園調整課長の芝野と申します。よろしくお願いいたします。

○染谷保育施設運営課長

保育施設運営課長の染谷です。よろしくお願いします。

○佐藤保育事業担当課長

保育事業担当課長、佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○原品川区児童相談所長

品川区児童相談所、所長の原でございます。よろしくお願いいたします。

○長谷川児童相談課長

児童相談課長の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

○つる委員長

それぞれありがとうございました。

なお、事務局からは、土屋書記と三澤書記が当委員会の事務に当たりますので、よろしくお願いいたします。

このメンバーで1年間、実りある委員会にしていきたいと思いますので、改めてよろしくお願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 事務事業概要

(1) 教育委員会

(2) 子ども未来部

(3) 品川区児童相談所

〇つる委員長

次に、予定表2の事務事業概要を議題に供します。

進め方でございますが、まず、(1)の教育委員会につきまして、一括してご説明いただいた上で、一括して質疑を行い、その後、(2)の子ども未来部につきまして、同様に一括してご説明いただき、一括して質疑を行い、最後に、(3)の品川区児童相談所について、一括してご説明いただき、一括して質疑という進行になります。

なお、事務事業概要につきましては、例年にならい、新しい委員で構成される最初の委員会で、各所管の事務について概要説明を受けるものであります。

したがいまして、具体的な質疑につきましては、今後の報告事項等の案件の中で行っていただきたいと思っておりますので、本日は、説明・質疑とも、くれぐれも簡潔にお願いいたします。

また、既にご存じのように、今期の子ども若者支援・共生社会推進特別委員会に、「幼稚園・保育園に関すること」、「若者に関すること」、「重層的支援体制に関すること」が調査事項として付託されております。

「幼稚園・保育園に関すること」では、区立・私立幼稚園・保育園のあり方、特別支援保育などについて、「若者に関すること」では、自立・社会参加、相談、居場所、孤独・孤立などについて、「重層的支援体制に関すること」では、属性を問わない相談支援体制、社会参加支援などについて、調査・研究されていく予定でございますので、それらに関しては、今後、当該委員会で議論されることが適正であると考えております。

ご質疑に当たっては、以上を踏まえた上で行っていただきたいと思っております。

それでは、教育委員会から、一括してご説明願います。

〇米田教育次長

それでは、教育委員会事務局の令和7年度の事務事業概要についてご説明申し上げます。

電子資料、69分の1ページが表紙になっておりまして、続いて、電子の5ページ、資料の下に振ってある紙のページは1ページ、こちらには品川区教育委員会の教育目標を記載しております。

続いて、電子の6ページから9ページまで、紙の2ページから5ページ、こちらが基本方針となります。5項目に分け、先ほどの教育目標の具体的な方針を定めております。

続いて、電子の10ページ、紙の6ページ、I、教育委員会でございます。

教育委員会の概要として、地方教育行政法に基づきまして、合議制の執行機関として教育委員会が置かれております。委員の5名の氏名、任期は、表のとおりでございます。

電子、11ページ、紙、7ページは、教育委員会事務局の組織でございます。5つの課および担当課長を設置しておりまして、係の名称、人数等を記載しております。

電子の12ページ、紙の8ページは、II、品川区の教育とございます。

項目の2番、目指す教育といたしましては、策定いたしました教育振興基本計画の中で示す未来（ビジョン）を、「子どもたちの笑顔でつながる共生社会 ～みんなのウェルビーイングを目指して～」とし、3つの基本的な柱および12の方針を定めました。今年度より、ビジョンの実現に向けた各施策の取組を進めてまいります。

以降、各課の事務事業につきましては、各課長よりご説明申し上げます。

○船木庶務課長

それでは、所管ごとの事務分掌についてご説明いたします。

同資料の14ページをお願いいたします。事務事業概要の下段のページでは10ページでございます。

庶務課でございますが、4つの係で構成しており、所掌する主な事業は、教育委員会事務局全体の総括的な事業といたしまして、教育委員会の運営、予算・決算の総括、行政財産の管理、学校勤務職員のうち事務・用務職の人事業務等を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築・修繕などの維持管理、そして文化財の保存・活用などを所掌しております。

15ページをお願いいたします。事務事業概要では11ページです。

具体的な事務事業内容でございますが、まず、庶務係では、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など、事務局の総括的な業務を行っております。

さらに次ページ、16ページに参りまして、同じく庶務係では、学校勤務職員のうち、用務職員に関する人事事務や会計年度任用職員である学校事務職の任用や研修、また、教職員の健康管理業務を担当しております。

PTA関連事業では、少年少女スポーツの普及として、校庭開放をはじめといたしまして、さらに次ページ、17ページに参りまして、家庭教育講演会の開催や、家庭教育学級等の委託、家庭教育力の向上に関する支援を行っております。

そのほか83運動といたしまして子どもの見守り活動の推進や、その他の業務といたしまして学校に勤務する職員の被服貸与、次ページ、18ページに参りまして、児童の通学安全確認業務、学校受付業務、用務業務、それぞれについて業務委託の形式で実施しております。

また、令和5年度からは、学校で発生する様々なトラブル対応につきまして、必要な際に、随時、法律の専門家等へ相談ができる体制を構築しております。

続く学校施設の部分に関しましては、この後、担当課長よりご説明申し上げます。

それでは、同じく電子、20ページ、事務事業概要では16ページをお願いいたします。

こちらは文化財係でございます。

文化財保護審議会につきましては、任期2年の委員10名で構成いたしまして、年3回審議会を開催し、文化財の保護および活用に関する重要事項を審議しております。

次ページ、21ページに参りまして、文化財の保存と活用でございますが、令和7年4月1日現在の文化財の指定件数は143件となっており、文化財保護および保存の観点から、それぞれ保護奨励金を交付しております。

そのほか、文化財めぐりを実施し、区内の文化財を知っていただく機会の提供や、一般公開などを通じまして普及啓発事業を実施しております。

私からの説明は以上です。

○荒木学校施設担当課長

私からは、学校施設担当分についてご説明いたします。

電子資料の18ページ、事務事業概要では14ページをお開きください。

まず、学校施設計画係では、学校改築の計画や調整を行っております。現在、小学校6校、中学校2校の改築を進めております。

各校の状況としては、着手の早い順に、浜川小学校は、今年度、外構工事を含め、全ての工事が完了する予定です。

第四日野小学校は、今年度、新体育館棟が竣工し、令和８年度に外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

浜川中学校は、令和８年度に新校舎棟が竣工し、令和９年度に全ての工事が完了する予定です。

城南第二小学校は、今年度、新校舎棟が竣工し、令和１０年度に全ての工事が完了する予定です。

源氏前小学校は、令和６年度に改築工事に着手いたしました。令和１１年度に全ての工事が完了する予定です。

鈴ヶ森小学校は、今年度より、仮設校舎の建設および校舎等改築工事に着手します。令和１３年度に全ての工事が完了する予定です。

浅間台小学校は、今年度、実施設計を行い、令和８年度からの工事着手に備えます。

最後に、東海中学校は、今年度、設計委託事業者と契約し、基本設計を進めてまいります。

続きまして、次ページをお開きください。電子資料、１９ページ、事務事業概要では１５ページです。

学校施設整備担当では、さきにご説明した各校の改築工事のほか、既存校の大規模改修工事や維持修繕、設備の保守点検などを担当しております。

今年度実施する主な工事として、上から順に、校舎等整備では、一覧表の便所改修、空調改修から防災井戸新設まで、記載の学校で予定しております。

中段の外壁・屋上防水は、記載の小学校４校、中学校２校で予定しております。

その下、学校体育施設整備費では、次ページのとおりの校庭整備と舞台照明設備更新を記載の学校で予定しております。

その他、保守点検や維持管理については記載のとおりです。

○石井学務課長

私からは、学務課の事務事業概要についてご説明申し上げます。

電子資料、２３ページ、事務事業概要からの付番につきましては１９ページをご覧くださいませ。

学務課は、学事係、校務情報管理対策担当、保健給食係の２係１担当主査にて事務を行っております。

事業としましては、学校選択制をはじめとする就学事務、学校備品など教育環境の整備、校務や教育事務の効率化やＩＣＴ機器を活用した教育活動を展開するための環境整備、そして健康診断や学校給食、宿泊行事等の実施を行っております。

令和６年３月の学事制度審議会の答申を受け、昨年度、一部の通学区域等の整備を行い、令和８年度入学者より、新しい学区域にて学校選択が行われることになります。

１枚めくりまして、電子資料では２４ページ、下段のページでは２０ページをご覧くださいませ。

こちらには学校選択を記載してございます。

小学校・義務教育学校（前期課程）の選択制につきましては、隣接した通学区域の学校から、そして中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては、区内全域から希望申請できる制度となっております。

次のページには、令和７年度の学校選択の日程を、そしてさらにその次のページにつきましては、各学校の入学希望の状況をそれぞれ記載してございます。

S i d e B o o k s、電子資料、２７ページ、下段のページ数は２３ページの学級編制でございます。

令和３年度から、法改正により３５人学級が進みまして、令和７年度では全ての小学校・義務教育学校（前期課程）で３５人学級となっております。中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては、東京都が実施する「中一ギャップ加配」により、７年生については３５人学級対応が可能な体制となっ

ております。

なお、この状況につきましては、S i d e B o o k s の電子資料、66ページから67ページ、下段の付番には62ページから63ページに一覧となっておりますので、後ほどお時間のあるときにご参照いただけたらと存じます。

電子資料、28ページ、紙資料、24ページの就学援助でございます。

こちらは、経済的に就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品の支給を行っているものでございます。受給状況につきましては、S i d e B o o k s、29ページから、ページは25ページに記載してございます。

続きまして、特別支援学校私費負担軽減補助と、補助教材費保護者負担軽減事業でございますけれども、こちらですが、学校の補助教材費の購入につきまして、公費で購入するとしたものでございます。

なお、特別支援学校につきましては、こちらの予算の中に、後ほどご説明いたします制服の無償化ですとか、修学旅行の費用もこちらに記載してございます。

続きまして、電子資料、30ページ、紙資料、26ページの校務情報管理対策担当でございますが、こちらは学校の情報安全管理対策ですとか、学校事務、校務、教材系のシステムの整備、そして児童・生徒のタブレット端末の運用管理等、学校のI C T全般を担当してございます。

続きまして、S i d e B o o k s、31ページ、紙資料、27ページ、保健給食係でございます。

こちらの係は、健康診断の実施ですとか、学校環境衛生の整備など、児童・生徒の健康、衛生管理を行ってございます。

S i d e B o o k s、32ページ、紙の資料、28ページの学校給食でございますけれども、品川区立学校では、各校の給食で自校調理を古くから行っております。令和5年度から区立学校の給食費の無償化を実施し、令和7年度につきましても、物価高騰ですとか、給食の質の向上のため、1食の単価を増額した上で、引き続き無償化を実施しているものでございます。

S i d e B o o k s、34ページ、紙資料、30ページでは、校外施設ということで、6年生、7年生の移動教室ですとか、5年生の夏季施設についてご説明させていただいております。

S i d e B o o k s、34ページ、最後、保護者負担軽減事業は令和7年度の新規事業でございます。これまでも給食の無償化ですとか、補助共済費の無償化に加えて、今年度より、修学旅行費用、そして令和8年度入学者に係る標準服購入費の無償化を予算化しております。子どもの健やかな成長を社会全体で支援する取組を、引き続き進めていきたいと考えてございます。

○酒川指導課長

続きまして、指導課に係る事務事業について説明いたします。

電子のほうは35ページから、そして事務事業概要は31ページからとなります。

指導課では、教職員の人事・服務・給料・研修等に関すること。一貫教育や品川コミュニティ・スクールなど教育施策の企画に関すること等を行っております。

事務分掌は、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の3つのラインで進めております。

紙の資料、32ページをご覧ください。

まず、教職員人事係は、人事、服務、働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。

また、紙の資料、33ページ以降に掲載しておりますように、教育管理職の選考手続、代替教職員、非常勤講師の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費に関する事務を行います。

紙の資料、34ページの上段に掲載しております学校働き方改革についてですが、全区立学校、幼稚

園へのスクール・サポート・スタッフ等の配置や、教員の勤務時間内の電話委託などに加えて、令和4年10月より開始いたしました副校長補佐の配置を、昨年度は全校へと拡大いたしました。

また、小学校第1学年から第3学年までにおいて、副担任相当の業務を担うエデュケーションアシスタントの配置を昨年度から試行実施しましたが、今年度は全ての小学校および義務教育学校（前期課程）への配置拡大を行っております。

紙の資料、35ページから次のページにかけて、指導主事および学校地域連携系の事務事業となります。

一貫教育の推進につきましては、品川区立学校教育要領に基づき進めるとともに、指導方法や教材等の充実に向けて検討する委員会や、小中一貫教育全国連絡協議会の運営も行います。

今年度は、しながわ義務教育学校シンポジウムを実施し、全国に先駆けて開校しました品川区の義務教育学校の成果を広く伝えてまいります。

また、学力定着度調査、資料、36ページにまたがりまして、特色ある教育活動、学力向上プラン等の品川区独自の施策につきましても、引き続き実施してまいります。

紙の資料、36ページ中段に掲載いたしました品川コミュニティ・スクールについてですが、令和5年度から、全ての「校区教育協働委員会」で、子どもの意見を聞きながら熟議を行ってまいりました。今年度も引き続き実施してまいります。

資料、37ページから38ページ上段は、品川英語力向上推進プランについてです。

37ページ中段と、最下段に掲載の品川オンラインレッスンにつきましては、昨年度、8年生、9年生に加え、7年生にも実施を拡大しました。今年度はさらに、今後、小学校6年生での実施拡大を検討すべく、モデル校を設置したところです。

続きまして、38ページ、しながわ多様性理解・多文化共生推進事業でございます。

これまで推進してまいりましたオリンピック・パラリンピック教育、しながわ学校2020レガシー事業として継続してきた教育活動を継承しながら、令和7年度は、デフリンピック東京開催を契機とし、時代に即した形に再構築していくものになっております。パラスポーツ体験授業や各種施設、団体との交流活動等、障害者理解や日本文化理解、スポーツ体験の機会などを創出してまいります。

資料、38ページ下段にございます部活動地域移行推進経費につきまして、部活動を持続可能な取組とするとともに、児童・生徒の多様な体験機会を確保していきたいと考えております。

また、スポーツや文化の楽しさ、喜びを感じることで自己実現へとつなげ、学校教育の質の向上も図ってまいります。

昨年度から開始した学校部活動の民間委託を今後も拡大するとともに、令和5年度から実施している地域部活動のさらなる充実に取り組んでまいります。

最後に、保幼小連携推進経費に関してです。

今年度から都の事業として、とうきょうすくわくプログラム推進事業を全ての幼稚園で実施しています。乳幼児の伸びや育ち、好奇心と探求心を応援する幼保共通のプログラムです。各園では、色や音などをテーマとして、園児が探求的に活動に取り組みます。

指導課からは以上でございます。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、教育総合支援センターの事務事業について説明いたします。

電子データ、69分の44ページ、事務事業概要冊子の40ページをお開きください。

教育総合支援センターの主な機能は、（１）教育課程、学習・生活指導、市民科や体力向上施策の推進、（２）いじめや不登校対策等、（３）特別支援教育の充実、（４）教育相談室の運営、（５）教職員研修でございます。

事務分掌および他課との連携事業は、電子データの４４ページ後半から次のページにかけて説明がございます。各係担当の事務事業は、電子データ、４６ページから説明がございます。

まず、教育事務係をご覧ください。

教育総合支援センターの管理運営、教育資料展示室（教科書センター）、市民科、各教科の事務、学校における教育活動の支援、部活動指導員の配置を行っております。

続いて、電子データ、４７ページの不登校・相談担当です。

不登校等の対応として、まず、マイスクール４教室の運営を行っています。新規事業として、マイスクール八潮において、昼食の配食を開始する予定です。

また、令和６年度に引き続き、校内別室指導支援員の全校配置。

次のページに参りまして、仮想空間を活用した学習支援・居場所づくり。

不登校ポータルサイトの運営を行ってまいります。

さらに、新規事業として、フリースクール利用料等助成事業を行います。

そのほか、教育相談室の運営を行っています。

続いて、電子データ、４９ページの学校支援担当です。

指導主事、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、学校安全対策推進員、弁護士、事務担当から成るHEARTSを組織し、いじめ、不登校、その他の支援や関係機関との連携等を行っています。

続いて、いじめ対策担当です。

令和６年度より開始したいじめ予防プログラムの実施のほか、品川区いじめ対策委員会の運営、品川区いじめ根絶協議会の運営を行っています。

また、いじめ調査専門員を教育総合支援センター執務室に、いじめ対応サポーター５名を学校に配置し、調査ツールの活用や、いじめの未然防止、早期発見につながるよう取り組んでおります。

続いて、電子データ、５０ページをご覧ください。

指導主事です。

体力向上施策の推進、市民科の推進、人権・同和教育の推進、教員研修・校内研究の推進を行っています。

土曜授業の実施については、令和７年度より、振替休業日を設けない土曜授業は年４回を上限としています。

続いて、教育施策推進担当課長より説明いたします。

○唐澤教育施策推進担当課長

教育施策推進担当につきましては、今年度より新設されており、教育振興基本計画の実行プランの策定、今後の市民科の在り方を検討する市民科検討委員会の開催、市民科の推進等を行ってまいります。

電子データ、６９分の５０、紙データ、４７ページをご覧ください。

まず、教育振興基本計画実行プラン（仮）の策定につきましては、令和６年度に策定された計画の目標を達成するため、施策体系で示された３つの柱、１２の方針に基づき、区で進めている主な施策について、方向性および行動計画を示してまいります。

ページをおめくりください。

市民科の在り方検討につきましては、これまで区の独自教科として実施してきました市民科について振り返り、成果と課題につきまして検討委員会を開催し、そちらを明らかにしてまいります。

今後、国の動向や有識者からの意見を踏まえながら、これからの市民科について、区立学校教育要領への反映や関連資料の作成について調査・検討を進めてまいります。

市民科の推進につきましては、これまで体験活動として実施しておりますスチューデント・シティやファイナンス・パークを計画的に実施するとともに、教職員研修等を実施し、市民科の円滑な推進を進めてまいります。

○新井特別支援教育担当課長

私からは、特別支援教育担当の事務事業について説明いたします。

電子データですと、52ページ、事務事業概要のページですと、48ページをご覧ください。

特別支援教育担当では、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服し、適切な指導および必要な支援を行うための校内体制の整備・充実に向けた取組、特別支援学級、特別支援教室の整備・充実に図っております。

まず、資料の48ページでございますけれども、教育のインクルージョンの推進および特別支援教育の充実と、就学相談、転学相談について記載してございます。

まず、特別支援学級（固定級）の新設につきまして、令和8年4月に、伊藤小学校に、自閉症・情緒障害特別支援学級を開設するため、必要な工事や備品の整備等を行っております。

次に、就学相談では、申請は基本的にウェブでの申請としておりまして、また、今年度は、就学相談の受付期間を1か月早め、新1年生については3月25日から、新7年生については5月7日から受付を始めてございます。いずれも10月10日までの受付期間としてございます。

保護者の方向けの説明会につきましても、昨年度よりも機会を増やし、広く周知できるようにいたしております。

なお、今年度より、就学相談や転学相談を担う特別支援教育アドバイザーを4名から5名に増員してございます。

ページをおめくりいただきまして、電子データ、53ページ、事務事業概要、49ページをご覧ください。

昨年度に引き続き、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援、学校生活支援員・学習支援員の配置、巡回相談員の配置、発達障害教育支援員の配置について記載してございます。

巡回相談につきましては、小学校、中学校、義務教育学校の五、六校を1つのグループとしまして、1名の巡回相談員が訪問してございます。

また、今年度より、巡回相談員を束ねる教育総合支援センターに配置しているチーフを4名から5名に増員してございます。

次に、発達障害教育支援員の配置につきましては、全区立小学校、義務教育学校（前期課程）に1名を配置してございますが、今年度より、15学級以上の学校については2名配置としてございます。

ページをおめくりいただきまして、電子データ、54ページ、事務事業概要、50ページをご覧ください。

昨年度に引き続き、特別支援教室の実施、清水台小学校「さいかち学級」の運営について記載してございます。

○三ツ橋品川図書館長

私からは、品川区立図書館の事務事業について説明いたします。

電子資料、54ページ、紙資料、51ページをご覧ください。

区立図書館では、図書や視聴覚資料の貸出、また、地域に関する情報の提供のほか、ビジネスや学習の支援、各種研修やおはなし会などのイベント等、利用者のニーズに応じまして幅広いサービスの展開を実施しているところでございます。

また、平成27年度からは、品川図書館を除く地区図書館について、指定管理者制度を導入しております。

事務分掌は、記載のとおり、管理係は課の庶務を担当し、事業担当の第一担当は一般図書等、第二担当は児童図書等を担当し、3つの係で図書館業務を運営しております。

他課との連携事業は、黒ひし形の2つ目、学校図書館サポートとして、区立小学校・中学校・義務教育学校、学務課と連携いたしまして、運営支援要員を配置し、学校と図書館をネットワークでつなぎ、区立図書館の所蔵資料の貸出などを実施しております。

おめくりいただきまして、55ページ、紙資料、52ページをご覧ください。

黒ひし形1つ目、子ども読書活動の推進では、昨年度改定いたしました「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館・学校・地域が連携して行動し、子どもたちの読書活動の環境整備、読書活動を推進してまいります。

次の電子資料、56ページ、紙資料、53ページをご覧ください。

事務事業でございます。

全館共通のサービスでございます。

一番上の丸にありますように、品川区立図書館は、開館時間が、月曜日から土曜日は午前9時から午後8時まで、日曜日・祝日は午後7時まででございます。

休館日、取次施設などは記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、電子資料、57ページ、紙資料、54ページをご覧ください。

黒ひし形4つ目、事業・行事の2つ目の丸、障害者サービスに記載しておりますように、音訳図書、点字図書、さわる絵本などの利用や、ご自宅への配本などを実施しております。

電子資料、58ページ、紙資料、55ページ、一番上の丸、ティーンズ世代のサービス実施と読書活動の推進でございます。

「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、ビブリオバトル、POPコンテスト等を行うとともに、中学生から大学生世代の図書館ボランティアを募集することにより、当該世代の事業への参画やサービスの充実を進めております。

また、ティーンズ世代に図書館を身近な居場所として感じてもらうため、品川図書館、大崎図書館、大崎図書館分館では、定期試験前や受験シーズンに多目的室を自習室として開放しております。

4つ目の丸、図書館広報誌発行でございます。若い世代の方が、より図書館を身近に感じていただけますように、品川区立図書館広報誌「L i l i L i」、こちらは、ライフ、リンク、ライブラリーの略でございますが、春・秋の年2回発行しております。

続きまして、電子資料、59ページ、紙資料、56ページ、品川図書館が中央館として実施するサービスでございます。

黒ひし形4つ目、5つ目、こちらは図書館に来館しなくても利用できるサービスとして、電子図書館、

音楽データベースの提供を行っております。

3ページ飛びまして、電子資料、62ページ、紙資料、59ページでは、令和6年度の利用状況の集計でございます。

次のページ、電子資料、63ページ、紙資料、60ページでは、図書館資料購入予算額の推移でございます。

子どもたちや区民のために、よりよい図書館づくりを目指してまいります。

〇つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本件について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇のだて委員

まず確認なのですが、事務事業概要、15ページの学校施設のところで、いろいろ改修などもありますけれども、プールの問題です。今、地球温暖化でなかなかプール授業ができないときもあるということで、今後のプール整備の考え方、屋根をつけたり、屋内にしていこうということとかを伺いたいのと、あと、校庭の芝生です、人工芝生にしていこうところの今の考え方を伺いたいと思います。

続けて、事務事業概要、26ページのところで、システムの標準化のところなのですが、今回、学齢簿・就学援助の標準化を進めていこうということで、そうしたときに、これまでやってきた中身が変更する部分はあるのかどうか。子どもたちなどへの影響があれば伺いたいと思います。

28ページの学校給食のところで、この間、有機野菜等の導入をやっていくということで進められていると思うのですが、この進捗状況、現場との調整など、現在の状況を伺いたいと思います。

〇荒木学校施設担当課長

私からは、まず2点、学校施設に関する問合せについて回答いたします。

まずは、プール温暖化対策についてでございます。

昨今のプールにつきましては、気候変動が進んでいるということで、実施状況が計画的な実施が難しいということは認識しております。

これにつきましては、今年度中に、昨年度の各学校のプールの実施状況なども踏まえまして、今後、学校改築に当たって、それから既存校改修に当たって、どのようなハード的な対策ができるか、それから授業の実施方法をどのように検討していけばいいかというところを1年間かけて実施しまして、まとめましたら、また皆様にご説明させていただきたいと考えております。

2点目の人工芝の整備方針でございます。

現在、人工芝については、学校改築時を中心に校庭の人工芝生化に取り組んでおります。

主には、児童のけが抑制、体力向上、それから校庭の有効活用といったところで進めております。それから、近隣への砂ぼこりの対策にも効果があるということで、この3点を教育委員会の事業として進めております。

しかしながら、これは一律全て人工芝を進めていくという方針は立てておりません。人工芝化に当たりましては、学校ごとに、部活動ですとか、町会行事等の実施状況などもありますので、そういったところを鑑みて、教育委員会としては、人工芝化が優れているという方針のもと、学校や地域と相談しながら進めているという状況でございます。

〇石井学務課長

私からは、システム標準化および学校給食の状況についてお答え申し上げます。

まず、令和9年度から全国的にシステム標準化が行われる形で、教育委員会事務局では、学齢簿ですとか就学援助等の事務について標準化されるところでございます。

ただ、こちらにつきましては、あくまでも全国共通の仕様に基づいたシステムを使用するというようなことでございますので、具体的な学事制度ですとか、あとは就学援助の内容そのものの変更を伴うものではないです。ただ、学校現場につきましては、使用しているシステムが異なることになりますから、令和8年度以降、こういったシステムの選定のプロセスを含めて、現場には丁寧に説明していきたいと考えているところでございます。

続きまして、学校給食でございますけれども、今年度、予算の議決を行いましてから、各八百屋の事業者ですとか、あとは学校現場、栄養士ですとか、そういった方々と丁寧に意見交換をしているところでございます。

今現在、今後の調達に向けての準備を進めているところでございますけれども、予算委員会等でご審議がございましたとおり、例えば、区が一括して購入するとか、そういったことではなく、かつ、地元の事業者がきちんと共存した上で、持続可能な調達ができるような仕組みということで進めているところでございます。

○のだて委員

学校施設のところでは、プール、これから状況を見て報告されるということだったので、報告を待ちたいと思います。ぜひ子どもたちがしっかりプールもできるように、整備を考えていっていただきたいと思います。

それと、人工芝については、町会、部活動などとの関係もあるということで、いろいろ調整されているということでしたので、ぜひそうしていただきたいと思うのですが、やはり人工芝は、PFASの関係とか、環境問題もありますので、そうしたところも考慮しながら考えていっていただきたいと思いますが、今回、宮前小学校で人工芝にされるということで、これは地域の方とかと話し合って実施していくということでよいのかということを改めて確認させていただきたいと思います。

あと、標準化のところは、内容の変更はないということでしたので少し安心しましたが、やはり全国一律にすることで、品川が独自にいろいろ取り組んできたことができなくなってしまうということがないように、そこを懸念しておりましたので、ぜひこれまでの内容が後退しないようにしていただきたいと思います。

あと、給食のところでは、今いろいろ調整をしていらっしゃるということですので、ぜひ業者の方たちが閉店などに追い込まれるような、経営が困難になっていくようなことがないようにしていただきたいと思いますが、栄養士の方なども現場でやっていく方たちですので、ぜひ実際にどうやっていくのかというところを、しっかり調整していただきたいと思います。

それと、今、学校の教員の不足の問題が深刻になっていると思うのですが、4月からスタートした状況では、教員の不足の状況、担任がいなくてということはないのかどうか、そこを伺いたいのと、不登校数がやはり品川でも増えているということで、令和5年度は799人だったと思うのですが、令和6年度の人数が分かれば伺いたいと思います。

○つる委員長

後半の2つは少し具体的になっているから、また所管、報告のときとかでやってもらいたいのですが、取りあえず、今のものは答弁いただきますので、その辺はご配慮いただきたいと思います。

○荒木学校施設担当課長

私は、人工芝のご質問でございます。

宮前小学校につきましては、地域と学校のほうからは、ぜひ人工芝化してくれというご要望をいただいております、今年度、取り組んでございます。

一方で、P F A Sやマイクロプラスチックの流出対策といたしましては、今回は、耐久性の高い抜けにくい人工芝を採用いたします。加えまして、各排水口に、仮に抜けた場合でも、排水口で止まるようにフィルターを設置して、そこで下水道等への流出抑制を図っていくという考え方でございます。

○酒川指導課長

教員不足のお話についてでございますけれども、令和7年度は、品川区は、教員全て充足したままスタートできております。

○丸谷教育総合支援センター長

令和6年度の不登校児童・生徒数でございますが、現在、最終的に人数を確定に向けて取り組んでいるところで、暫定的なところになりますけれども、児童・生徒合わせて800人程度ということで、横ばいから若干増えたようなところでございます。

○のだて委員

教員不足のところは、取りあえず、4月、空きがなかったということで、よかったと思うのですが、現在、2か月たって空いているところはないのかどうかということが心配になってきますので、この間、昨年、産休代替とか、そういったところで結構空きがありましたので、子どもたちの学習環境にも大きく影響してくることだと思いますので、ぜひその確保をしていっていただきたいというふうに思うのですが、状況を伺いたいと思います。

不登校のところは、横ばいか微増ということで、やはり不登校の対策もしっかりやっていかなければいけないというふうに思いますので、行きたくなる学校づくりということになるのでしょうか。学びの保障をしていく、そういうことがやはり必要だと思いますので、今、区としての不登校対策、どこに課題があると考えているのか伺いたいと思います。

○酒川指導課長

年度が始まってから、病気休暇ですとか休職もちらほらと始まっている現実がございますので、東京都とも連携して、人材の確保、補填に努めていきたいと思っております。

○丸谷教育総合支援センター長

昨年度から取り組んでおります不登校対策によって微増に抑えられたというふうに現在捉えているところです。引き続き、学校が魅力あるものとして、子どもたちが通いたくなるような安心・安全が守られた学校づくりを目指してまいりたいと考えております。

○のだて委員

教員のほうも、今既にお休みされていることが始まっているということですので、そこをしっかりと手当てしていただきたいのと、やはり教員の働き方をしっかりと変えていくと、続けられるようにしていくということも必要だと思いますので、負担を軽減しながら、多忙化を解消していくということも一緒に進めていただきたいと思いますし、そのためにも、今、小学校が35人学級になりましたけれども、中学校でも35人学級を進めて、さらに小学校でも30人学級と進めていっていただきたいと思うのですが、それがやはり子どもたち、そして教員の環境をよくしていくということになると思いますので、特に区は固有教員もいらっしゃるの、そこで手配しながら少人数学級を進めることも可能だと思うので、

ぜひそうしたところで区としても進めていっていただきたいと思います。少人数学級と多忙化解消を進めていっていただきたいと思います。

○高橋（し）委員

1つだけ。先生方の働き方改革とか、あと、部活動の外部委託とかで、学校の中で教員以外の方が働くという、いろいろな職の方がたくさん出てきて、そうすると、校長先生や副校長先生のマネジメント努力というのでしょうか、もちろん学校の先生方に対する、引っ張っていく、そういう指導力が必要ということは分かるのですが、それ以外のいろいろなスクール・サポート・スタッフだとか、校長補佐とかたくさんいるのですけれども、そういう方を含めた学校運営のマネジメント能力について、どのような力を身につけなければいけないのかと教育委員会では思っているのかということと、そういうマネジメント能力を身につけることに対する研修というのでしょうか、あるいは教育委員会としてこういう力をということと、どのようにして仕事している方々にお話ししているかということとを伺いたいと思います。相当な教員以外の方がたくさん働いているので、そこのところだけ内容を教えてください。

○酒川指導課長

現在、おっしゃられますとおり、たくさんの外部人材が入っていますので、1つは、こういった方々の勤務についてのマネジメントは副校長がやっております。それから、役割の周知ですとか人材の有効活用は、校長が中心になって行っております。

また、課題等も踏まえまして、そういったマネジメント、校長、副校長を対象にした研修等で情報発信しますし、個別に見られた課題についての情報を発信して、各学校において、よりよく機能していくように働きかけを行っていきたいと考えております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。もちろんいろいろな職に来られている方は意識が高くて、学校教育の中で貢献していただけるという基本的なラインは本当にしっかりされていると思うのですが、ただ、学校の教育という中での仕事という、一般的な民間企業などとは違うので、その辺の認識をどういうふうに考えていただくかというところが、価値基準が学校の中でのいろいろな話になって、それは外だとうですよという認識を持たれたりとか、その辺のギャップをどう埋めていただけるかなというところを、少し分かりにくいですが、すみません。

○酒川指導課長

いろいろな人材が入ってくる中で、いろいろな価値観を持った人が入ってくる中で、その価値観をどう生かしていくかというようなところですか。

職種によっても、また、お仕事は少しずついろいろな人材が入っていますから、目的が違いますので、その目的に応じて働いていただくことと、もちろんいろいろな価値観を持っていたり、この職に就く前に多種多様な職種についておられたり、特殊技能を持ったような方々もおりますので、そういった方のお力を、やはり校長、副校長レベルで吸い上げて、現場で有効活用していくということになるかと思っております。

一例ですが、非常にICTに長けているスクール・サポート・スタッフなどは、そういった力を存分に発揮しているというようなところもございますし、今まで教育関係の仕事に携わったことのあるスクール・サポート・スタッフなどは、子どもの支援についても一存あるというようなところも聞いております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。いろいろな職にいらっしゃっている方は、物すごく意識が高くて、学校のために、あるいは児童・生徒のためにというふうにしてお仕事をされている方が全員だと思っていますので、そういう方をぜひフォローして、学校全体の教育活動がよくなるようにお願いします。これは要望です。

○つる委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、教育委員会の事務事業概要につきましては、これで終了いたします。

続きまして、子ども未来部の事務事業概要について、一括してご説明願います。

○佐藤子ども未来部長

それでは、子ども未来部の令和7年度事務事業概要について、ご説明申し上げます。

S i d e B o o k s の資料2-2、子ども未来部の事務事業概要をご覧ください。電子の資料では8ページ、紙の資料では6ページの、まず、組織でございます。

令和6年10月に区立児童相談所が開設したことから、今年度の子ども未来部は1つ課が減りまして、記載のとおり、4課1センターの構成であります。

次のページをご覧ください。

職員配置状況です。

こちらでも区立児童相談所が開設したため、80名減となり、今年度の子ども未来部の職員数は920名であります。

少し飛びまして、電子の資料では12ページ、紙の資料では10ページをご覧ください。

2の子どもに関する主な施策の現状と考え方でございます。

こども基本法の目的には、「置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」などとうたわれております。

子ども未来部では、法律の趣旨や地域におけるニーズ等を踏まえ、「子育て・教育で選ばれる しながわ」の実現に向け、「児童福祉に関すること」、「青少年の育成に関すること」、「子育て支援に関すること」の各施策を全力で推進してまいります。

以降、各課の事務事業につきましては、各課長よりご説明申し上げます。

○三輪子ども育成課長

私からは、子ども育成課の事業のうち、子ども育成課長所管分についてご説明をさせていただきます。

まず、電子の資料では18ページ、紙の資料では16ページ上段をご覧ください。

子育て・子ども・若者施策の総合的な推進についてでございます。

(1)の品川区こども計画についてでございますが、令和7年度から令和11年度を計画期間とする計画を本年4月に策定しています。

次ページをご覧ください。

(3)番ですが、品川区こども計画にも位置づけております取組としまして、子どもたちの多様な意見を聞き施策に反映するため、品川区こども会議を実施いたします。

少し飛びまして、電子の資料では23ページ、紙の資料では21ページでございます。

(1)青少年問題協議会でございます。

こちらは、青少年の指導、育成のために、関係する団体や行政機関が連絡調整を行うものでございま

す。

また少し飛びまして、電子の資料では31ページ、紙の資料では29ページの児童センター事業でございます。

各種事業を展開しておりまして、実施状況などを載せさせていただいております。

続きまして、電子の資料では37ページ、紙の資料では35ページに児童センターの一覧がございまして、概況を記載させていただいております。

続きまして、電子の資料では39ページ、紙の資料では37ページをご覧ください。

こども冒険ひろば事業です。

こちらでは、北浜公園としながわ区民公園のほか、荏原地区においては、外遊び推進事業としまして同様の事業を実施してございます。

続きまして、電子の資料では40ページ、紙の資料では38ページ、すまいるスクール事業でございます。

こちらは、時代のニーズに合わせまして、事業の形態を変えながら、学校と連携いたしまして運営に当たっているところでございます。

続きまして、電子の資料では44ページ、紙の資料では42ページをご覧ください。

朝の児童の居場所確保事業・朝食支援事業でございます。

児童の安全・安心の確保を目的に、居場所確保事業を実施するとともに、児童の健全な成長を支援するため、朝食の支援を行います。

○柴田子ども施策連携担当課長

続きまして、私からは、子ども育成課事業のうち、子ども施策連携担当課長所管分についてご説明させていただきます。

電子の資料では20ページ、紙の資料では18ページをご覧ください。

まず、子ども・若者応援事業についてでございます。

(1) 相談等拠点の整備ということで、区では、現在、2つの事業を実施してございます。

1つ目は、子ども・若者応援事業として、フリースペースを設置し、不登校やひきこもりなど、社会的自立に困難を有する子ども・若者と、その保護者のサポートを実施しております。

2つ目は、お隣のページ、電子の20ページ、紙の19ページになりますが、ひきこもり等若者支援事業（エールしながわ）で、こちらは、ひきこもりなど社会的自立に困難を有する若者と、その保護者を対象に、相談や社会体験事業等を実施してございます。

次に、同じページ下段の(2) オンライン・対面での相談体制の整備でございます。

先ほどの2事業が拠点の整備という形でございましたが、こちらはオンラインを軸とする相談事業で、「ユースヘルスケアしながわほけんしつ」という愛称で昨年度からスタートしているものでございます。

続きまして、電子の24ページ、紙の22ページをご覧ください。

青少年育成活動のうち、私のほうでは、(3)のジュニア・リーダー教室と、(4)の体験型育成事業を所管しており、こうした事業を通じて青少年の健全育成を図っているところでございます。

次に、お隣のページになりますが、項番4の子育て応援プログラム事業でございます。

具体的な事業といたしましては、(1)の子育て交流サロン、(2)の子育て講座を実施しております。

次に、資料をおめくりいただきまして、電子の26ページ、紙の25ページをご覧ください。

項番5の子育て支援事業でございます。

こちらからは、主に子育て家庭に向けた支援事業となりますが、（１）アプリや冊子を活用した子育て情報発信や、（２）子育てメッセの開催、また、資料をおめくりいただきまして、次のページ上段の（３）IKUMOやしおや、（４）オアシスルームなど、様々な子育て支援事業を展開しております。

最後に、少しページが飛びますが、電子の46ページ、紙の44ページをご覧ください。

ここからは、昨年10月に開設いたしました児童相談所のバックアップ機能に関するものでございます。

（１）児童福祉審議会の運営や、（２）子どもの権利擁護事業、また、次のページの項番11の児童入所施設措置費等の支弁、さらに、次ページの項番12の社会的養護の推進等を通じまして、児童相談所関連施策の充実を図っているところでございます。

○吉野子ども家庭支援センター長

私からは、子ども家庭支援センターの事業についてご説明させていただきます。

電子では48ページ、紙では47ページをご覧ください。

こちらに本課の事業を全てまとめておりますので、よろしくお願いいたします。

最初に、概要についてです。

子ども家庭支援センターは、子どもと家庭に関する総合相談窓口で、子どもや子育て家庭に関する相談業務などを行っております。

また、令和7年4月から「地域子ども家庭支援センター」を各保健センターに設置しまして、福祉職、心理職を新たに配置し、未就学児を対象とした相談体制を強化しております。

次に、目的についてです。

子どもや家庭などに必要な助言や指導を行うとともに、関係機関等と連絡調整を行うことで、障害、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもや、その家族を含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを推進することを目的としております。

次に、各業務の概要についてです。

子どもの成長とともに生じてくる養育上のことなどについて、児童相談事業を行っております。所内で行う面談のほか、ご家庭のニーズに合わせて家庭訪問等も行っております。

次に、しながわネウボラネットワーク事業では、保健師、看護師等の有資格者であるネウボラ相談員が、子育て全般の相談、子育てサービスの情報提供、他機関の紹介、希望者にはサポートプランを作成しまして、実施場所は、東品川や東大井などの児童センター、計13か所になります。

次に、関係機関との連携と、品川区要保護児童対策地域協議会は、虐待相談を含む要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関、関係者が児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとに対応していくことを目的として設置されております。

次に、情報提供・啓発活動では、要保護・要支援家庭に対する専門プログラム等の実施を行っております。

次に、サービスについてですが、保護者の疾病、出産等により育児が困難になった場合、短期的な児童の養育、保護を行うショートステイや、関係機関と連携した児童虐待の予防支援を行う養育支援訪問など、子育て支援、児童虐待の防止など、様々な支援を行っております。

このほか本課では、ヤングケアラー支援、女性福祉・ひとり親家庭支援事業を担当しております。

生活上、社会上の悩み事の相談を受け、経済的に自立を図り、社会的に安定した生活が営めるように、

相談者に寄り添った支援事業を展開しております。

○柏木子育て応援課長

それでは、私からは、子育て応援課の事務事業について説明いたします。

電子資料の71ページ、紙資料の69ページをご覧ください。

1、児童の各種手当でございます。

児童手当をはじめ、様々な手当の支給を行っております。

(1) 児童手当につきましては、令和6年10月分から所得制限がなくなり、また、支給要件が高校生年代までと拡大されてございます。

電子資料、76ページ、紙資料、74ページをご覧ください。

(5) 実質ひとり親家庭への給付事業でございます。

こちらは、令和7年度からの区独自の新規事業となります。児童扶養手当の申請ができない離婚調停中の実質ひとり親家庭について、申請者に給付金を支給いたします。

続きまして、電子資料、77ページ、紙資料、75ページをご覧ください。

2、医療費助成事業でございます。

子どもすこやか医療費助成につきましては、令和5年度から高校生年代まで対象が拡大となっております。

続きまして、電子資料、80ページ、紙資料、78ページをご覧ください。

3、高校生奨学金事業でございます。

在学応援資金は、貸付金額の全部または一部の返還を免除する制度でございます。

入学準備金は、高校等の入学に必要な費用について貸付けをしてございます。

続きまして、電子資料、82ページ、紙資料、80ページをご覧ください。

4、大学生奨学金事業でございます。

令和7年度からの区独自の新規事業になります。

(4) スケジュールに記載のとおり、10月の1次審査、12月の2次審査、来年1月の運営委員会を経て、2月に奨学生を決定する予定で、現在、準備を進めてございます。

続きまして、電子資料、83ページ、紙資料、81ページをご覧ください。

5、子どもの食の支援事業でございます。

子ども食堂の支援や、ふるさと納税型のガバメントクラウドファンディングを実施し、子どもの食の支援事業を行っております。

続きまして、電子資料、85ページ、紙資料、83ページをご覧ください。

(3) 子育て世帯へのお米支援プロジェクトでございます。

こちらにつきましては、令和7年度、今年度につきましては、対象を高校生年代まで拡大して実施いたします。

本日の委員会終了後、今年度のお米支援プロジェクトのチラシを委員の皆様へに配付させていただきますが、今年度の実施の状況について、簡単に説明させていただきます。

初めに、今年度の申込期間ですが、こちらは6月11日、あさってから、7月7日までとしてございます。

配布の場所につきましては、昨年度と同じく児童センター。

配布の時期でございますが、夏休みになります7月22日から配布を行います。

また、周知につきましては、広報やSNS、子ども食堂でのチラシの配布等のほか、各学校、児童・生徒用のタブレットに電子申請へリンクするアイコンの表示、また、学校から保護者メールで周知をしていただくよう、広くこちらのプロジェクトの周知をいたしてまいります。

続きまして、同じページにございます（４）子ども食堂での朝食支援でございます。

こちらから今年度からの区独自の新規事業となります。

こちらは、現在、申請の受付の準備を進めているところでございます。近々に受付ができるよう周知してまいります。

続きまして、電子資料、８６ページ、紙資料の８４ページをご覧ください。

６、子育て世帯に対する生活支援特別給付金でございます。

令和６年度、令和７年度実施の給付金の一覧を掲載してございます。

子育て応援課の事務事業は以上となります。

○芝野保育入園調整課長

続きまして、私から、保育入園調整課の事務事業についてご説明いたします。

電子の資料では８７ページ、紙の資料では８５ページをご覧ください。

項番１、保育園等の利用認定でございます。

子ども・子育て支援新制度により、保育園等を利用する際は、利用のための認定を受ける必要があります。

（１）の認定の種類の記載のとおり、１号認定から３号認定まで３つの区分があり、次のページに年齢別の認定数を記載してございます。

次に、電子では８９ページ、紙では８７ページをご覧ください。

項番２でございますが、認可保育園等の対象者と入園事務の概要を記載してございます。

園別の在籍状況につきましては、電子では９１ページ、紙では８９ページ以下に記載させていただいておりますので、後ほどご覧ください。

なお、待機児童数につきましては、令和４年度から４年連続ゼロとなっております。

次に、電子では９８ページ、紙では９６ページをご覧ください。

項番３の保育料および各種助成制度でございます。

（１）の認可保育園保育料でございますが、令和７年９月より、第１子保育料の無償化を予定しております。

次に、電子では１００ページ、紙では９８ページをご覧ください。

（３）の認可外保育施設の保育料助成でございます。

認可外保育施設につきましても、ゼロ歳から２歳の第１子保育料について、認可保育園と同額程度の助成となるよう、令和７年９月より助成額を拡大してまいります。

次に、電子では１０１ページ、紙では９９ページをご覧ください。

（４）のベビーシッター利用支援事業ですが、東京都の助成制度を活用し、利用料を一定の時間数補助するもので、次のページ、電子では１０２ページ、紙では１００ページの一時預かり利用支援につきましては、令和６年度は２，４７３名のご利用がございました。

次に、（５）私立幼稚園保育料助成でございます。

黒丸の私立幼稚園入園料助成から、電子では１０４ページ、紙では１０２ページの私立幼稚園等預かり保育補助までにつきましては、私立幼稚園等に通園されている園児保護者に対する補助金でございま

す。

2つ目の黒丸、私立幼稚園保護者補助金につきましては、令和7年度より所得制限を撤廃し、幼児教育無償化に伴う施設等利用費と合わせ、月4万円に助成額を拡大いたしました。

次に、電子では105ページ、紙では103ページをご覧ください。

項番4の保育施策の推進でございます。

(1)の品川区内保育園のあり方ですが、あり方基本方針および「品川区こども計画」に基づき、区立保育園の建て替え、民営化の検討等を進めてまいります。

次に、電子では106ページ、紙では104ページをご覧ください。

(5)の品川区立就学前乳幼児教育施設（ぷりすくーる西五反田）は、公設民営型の幼保一体施設で、ふれあい交流室を併設し、地域の子育ての相談や支援を行っております。

次に、電子では107ページ、紙105ページをご覧ください。

項番5の保育施設の指導検査等でございます。

区内全体の保育の質の維持向上に資するため、法令等に基づき、指導検査、巡回指導を積極的に進めております。

また、保育所等の安定的な運営に寄与するため、電子では108ページ、紙では106ページの(3)に掲げる各事業を通じ、園に対する支援を行っております。

○染谷保育施設運営課長

保育施設運営課の事務事業につきまして、保育事業担当課長と分担してご説明いたします。事務の分掌ごとになるため、ページが前後いたしますが、ご了承いただければと思います。

最初に、電子の資料では110ページ、紙の資料では108ページをご覧ください。

区立保育園等の運営でございます。

(1)に、保育園の目的と事業概要、現況を記載しております。

現在、区立保育園は、幼保一体施設、区立民営保育園を含めまして、45園となっております。

次に、(2)特別保育でございます。

区では、基本保育のほかに、記載のとおり、延長夜間保育をはじめ、休日保育、次のページの年末保育、病後児保育、病児保育などの特別保育を行っております。

病児保育につきましては、ページの下から6行目、実施施設に記載がありますとおり、現在、医療機関併設型2施設、保育所併設型で1施設の計3施設での実施となっておりますが、現在もう1施設、南品川で保育所併設型の施設の開設に向け準備を進めております。9月1日の開設を予定しております。

次に、電子の資料では113ページ、紙の資料では111ページの(3)特別支援保育をご覧ください。

心身に障害のある、または心身の発達状態から配慮を必要とするお子さんについて、よりよい発達に配慮した集団保育を行うほか、子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に相談会を実施しております。

飛びまして、電子の資料では115ページ、紙の資料では113ページをご覧ください。

(5)一日保育士体験は、子育てへの理解を深めていただくために、在園児の保護者が保育士の仕事を体験する事業でございます。

次のページ、(7)区立保育園第三者評価は、保育の質の向上のため、職員の資質向上を図るとともに、利用者に保育園選択に資する情報を提供することを目的に実施しております。

恐れ入りますが、ページが飛びまして、電子資料では１２３ページ、紙の資料では１２１ページをご覧ください。

区立幼稚園でございますが、区立幼稚園は、幼保一体施設６園、単独園２園の計８園となり、全園で２年保育を実施し、預かり保育を行っております。

さらにページが飛びまして、電子資料では１２７ページ、紙の資料では１２５ページをご覧ください。こちらでは幼保一体施設について記載しております。

電子の資料で１２９ページ、紙の資料では１２７ページをご覧ください。

就学前乳幼児教育の充実では、ゼロ歳から就学前までの全ての子どもが保育園、幼稚園の区別なく、等しく質の高い保育・教育を受け、小学校にスムーズに移行できるよう乳幼児教育の充実に努めております。

具体的には、保幼小連携、公私立保育園、地域連携推進事業等を行っております。

○佐藤保育事業担当課長

私からは、私立認可保育園等の事務事業についてご説明申し上げます。

電子では１１７ページ、紙では１１５ページをご覧ください。

私立認可保育園、地域型保育事業、認証保育所の運営等でございます。

令和６年度は、区内私立保育園１０５園、地域型保育事業所２０園、認証保育所１９園に対して、運営費助成や各種補助金の支給を行っており、今年度も同数の園にて事業を実施しております。

次ページ以降に各種補助事業の実績が記載されております。

電子では１２０ページ、紙では１１８ページをご覧ください。

令和６年度の新規事業といたしまして、（９）、（１１）がございます。

（９）地域の子育て支援は、保育所等が地域交流の創出として子育て相談などを実施することを支援していくもので、令和６年度は、合計で４８園が地域に向けて育児相談やアレルギー相談、地域向けイベントなどを実施していただきました。

（１１）番、医療的ケア児保育支援事業は、私立保育園におきまして医療的ケア児を受け入れるための体制整備を支援していくもので、人件費や研修費を補助していきます。

令和６年度は、私立保育園における受入れはございませんでしたが、受入れを希望している私立保育園において研修を実施し、受入体制の整備を行っております。

以上のような取組を通じまして、私立保育園の質の向上を図ってまいります。

続きまして、電子では１２１ページ、紙では１１９ページをご覧ください。

認可外保育施設等の運営でございます。

区内に２園、空き店舗を利用した子育て交流ルーム、（通称）おばちゃんちがございまして、その運営支援や、企業主導型保育事業などへの運営支援を行っております。

続きまして、電子では１２４ページ、紙では１２２ページをご覧ください。

私立幼稚園の運営でございます。

令和６年度は、新制度への移行園を含め、区内１７園に対する運営費および各種補助金の支給を行っており、今年度も同数の園にて事業を実施しております。

電子では１２６ページ、紙では１２４ページをご覧ください。

令和６年度の新規事業といたしまして、（１２）地域の子育て支援を保育園同様に実施いたしました。

令和６年度は、合計で９園の幼稚園が地域に向けた育児相談、アレルギー相談、地域向けのイベント

を実施していただきました。

また、令和7年度からの新規事業といたしまして、（13）番、人材確保育成支援事業を実施します。幼稚園教諭の確保を図るために、採用に係る経費の一部を補助いたします。

こうした取組を通じて、幼児教育の質の向上に取り組んでまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本件について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○のだて委員

事務事業概要の38ページのすまいるスクールのところで、なかなか児童が多くて大変だと、決まった環境がないということなど声が寄せられています。すまいるの環境整備について、今、区のお考え、どうよくしていこうとしているのか、そこを伺いたいと思います。

103ページの区内保育園等のあり方についてなのですが、今回、いろいろ老朽化等も含めて、総合的に判断しながら、定員の見直し、統合を含めた再整備を図っていくということで、これは、つまり、区立保育園を減らしていくということなのか伺いたいと思います。

○つる委員長

後半のほうは、基本、新しく今年度は特別委員会の所管になって、具体的な質疑は、そういうところでのご答弁ということで、今日は概要なので、1回答弁いただきますので、お願いしたいと思います。

○三輪子ども育成課長

すまいるスクールの関係課で答弁申し上げます。

児童が多いということは事実でございまして、学童保育に関しての必要な面積という部分に関しては満たしているところではあるのですが、これなども踏まえて、学校現場でどれだけの教室を使っていただけるかということもあると思うので、そこは個々に学校との調整にはなってくると思うのですが、子どもたちが安心・安全に生活できるような体制は整えていきたいというふうに考えてございます。

○芝野保育入園調整課長

区内保育園のあり方というご質問でございしますが、こちらは特別委員会のほうで議論させていただきたいところですが、現状の考え方としては、区内の就学前人口、こちらは令和7年度以降、緩やかに増加するというファクターもありますし、あと、誰でも通園制度というものも始まるというような、こういうことを総合的に勘案して、将来を見据えて適切な保育環境の整備に当たっての検討を特別委員会のほうでしていきたいと思います。

○のだて委員

区立保育園はなくさないようにしていただきたいと、この間、果たしてきた役割があると思いますので、特に、さらにこの役割が重要になってきていると思うので、要望しておきたいと思います。

すまいるスクールのところは、個々に調整をしていくということなのですが、具体的に、やはりもともと決まった部屋がないというところで、あと、子どもが増えているという中で学級が増えてきて部屋が足りなくなっているということもあると思うのですが、そのところで、なかなか学校は大変だと思うのですが、何か具体的な環境をよくしていく手だては、今、お考えがあれば伺いたいと思います。

○三輪子ども育成課長

リソースはやはり学校の中ということで運営を考えている中では、やはり学校施設の活用が大事になるかなとは思っています。

一方で、学校の施設の中でも、個人情報の問題でしたりとか、制約は多々あると思いますので、そういった中でも活用できるような部屋は、学校の管理職も含めて、教育委員会とも連携しながら模索していく必要があるとは考えているところでございます。

○のだて委員

生徒がたくさんいると、いろいろ妨害とまではいかないかもしれませんが、グリーゼーンの子たちとか、そうした子どもたちがやはり安心して遊べないような状況にもなりますので、ぜひ子どもたちに適した環境を整備していただきたいと要望しておきたいと思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、子ども未来部の事務事業概要につきましては、これで終了いたします。

続きまして、品川区児童相談所の事務事業概要について、一括してご説明願います。

○原品川区児童相談所長

それでは、私から、品川区児童相談所の事務事業概要についてご説明申し上げます。

お手元の事務事業概要、電子資料では4ページ、紙資料では1ページの品川区児童相談所の組織をご覧ください。

児童相談所は、児童相談課の下に2係4担当で構成されていまして、事務職、福祉職、心理職、保健師・看護師の医療職、児童指導職という各専門職が配置されています。

児童虐待相談をはじめとする各種相談体制を強化するために、今年度4月1日より、相談援助担当課長、一時保護所における児童の適切な支援と権利擁護を行うために一時保護担当課長を配置しております。

品川区児童相談所は、「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」を基本理念とし、令和6年10月1日から事業を開始しております。

基礎自治体が運営する児童相談所として、地域と密接なつながりを持ち、子ども家庭支援のあらゆる局面において、子どもの最善の利益を守り、全ての子どもの権利が保障される児童相談体制を維持・向上してまいります。

事務事業概要の細部につきましては、児童相談課長から説明させていただきます。

○長谷川児童相談課長

私からは、紙版の5ページ、電子版、8ページ以降につきまして、ポイントを絞って説明をさせていただきます。

児童相談課では、大きく3つ、人材の確保・育成、児童相談所と一時保護所の各運営についてを記載してございます。

まずは人材の確保・育成についてですが、区では、記載のとおり、様々な施策を行ってきた結果、無

事、法定数を確保した上で開設を迎えることができました。

また、確保して終わりではなく、OJTをはじめとする現場経験を積むことのほか、積極的に研修参加の機会を提供し、継続的に人材の育成を図っております。

次に、紙のページですと6ページ、データですと9ページをご覧ください。

相談・通告の受付状況についてです。

児童虐待通告に関しては、子ども家庭支援センターと協議の上、児童相談所へ一本化しております。虐待として受け付けた相談につきましては、次ページに記載の方法によりまして、対応期間を決定しております。

6ページ下段に、令和6年度の速報値になりますが、実績を記載してございます。

例えば、表の真ん中、相談受理件数の一番左、養護相談のうち、虐待相談の598件につきましては、児童相談所に通告・相談が入った件数となりますが、その後の合同会議により、およそ2割程度が子ども家庭支援センター、およそ8割程度は児童相談所がそれぞれ主担当機関となったものでございます。

次に、紙の7ページ、データ版の10ページ下段から次ページにかけまして、里親養育包括支援事業、いわゆるフォスタリング事業についてです。

里親制度は、様々な事情により家庭での養育が困難となった子どもたちのための制度です。児童福祉法において、家庭養育優先の原則が明確化されており、より質の高い里親養育を実現するため、区では、里親支援業務を包括的に委託しており、里親のリクルートからマッチングといった業務を担っていただいております。

次に、紙の8ページ、データ版ですと11ページ下段の児童虐待防止推進等に関する取組みにつきましては、記載のAにつきましては、学校、児童センター等を通じてカードを配布したところ、実際に何件かカードを見た子ども本人からの相談を受けた実績もございます。引き続き、伊と同様に周知に努めてまいります。

最後に、紙版の9ページ、データ版、12ページ以降、一時保護所の運営についてです。

一時保護所は、安全確保や心身の状態把握等を目的として、一時的に子どもを保護する場所です。

区では、幼児4名、学齢男児5名、学齢女児5名の計14名を定員としておりますが、昨今、様々な事情により入所する子どもが増え、定員超過が常態化しております。

こうした状況ですが、各職員が知恵を出し合い、話し合いを重ね、工夫を凝らし、定員超過時においても、一人一人の子どもの特性を見極め適切に対応しております。

恐れ入りますが、紙版、11ページ、データ版、14ページをご覧ください。

学習支援についてです。

個別の事情を勘案し、保護中においても通学の支援を実施しておりますが、通学が難しい子どもに対しては、適切な学習機会を保障すべく、タブレットやプリント等を用いまして、在籍校とも連携しながら学習環境を整えております。

児童相談課の主な内容は以上でございます。

〇つる委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本件について、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〇のだて委員

まず、10ページの子ども会議を実施されているということで、これは一時保護所の運営のところに書いてあるのですけれども、一時保護所の中で子ども会議をみんなでやって、運営について考えたり、意見表明ということをやっているということなのですか。その確認と、あと、1つ心配したのが、人材確保ができるのかなというふうに思っていたのですが、いろいろ取組をしてきた中でしっかりできたということで安心いたしました。

そして、今後さらに人材育成を強めていっていただきたいというふうに思いますけれども、今の相談件数、支援担当の方が25人いらっちゃって、今の受理件数でいくと、虐待相談とかは約600件ですか、ほかにもいろいろありますけれども、全部含めると約900件というところで見ると、1人当たり、ケースが何件なのかということも伺いたいと思います。それで今の人材配置が十分なのかどうかというところを伺いたいと思います。

○長谷川児童相談課長

まず、10ページ、データ版、13ページの子どもの権利擁護に関しまして、子ども会議の実施状況についてのご質問でございますけれども、委員ご意見のとおり、こちらは一時保護所内での子ども会議になりまして、毎週月曜日、曜日を決めて保護している子どもたちを集めまして、今思っている不安だったり、要望、例えば、居室の使い方だったり、ゲームの時間の割り振り、そういった子どもが身近な問題をテーマとしまして、それぞれ意見を出していただいて、その意見の中で、できる限り対応を図っていくというところで、毎週定例で実施させていただいております。

それから、人材の確保というところでございますけれども、紙の5ページ、データの8ページになりますけれども、先ほどご説明しましたとおり、法定数の確保は済んでございます。

この法定数といいますのが、地域の人口ですとか、あとは前々年度の虐待対応件数の実績というものから算出するということになっておりますので、児童虐待通告自体、年々増加しているということ。それから、品川区児童相談所が開設して以降、またさらに虐待通告が増えているという状況もありまして、この前々年度虐待対応件数を参考に算出するというものは、なかなか難しい部分がありますので、区独自の部分として採用活動を行っております。

また、品川区独自の取組としまして、人材育成専門員という職種を会計年度任用職員という形で配置しておりまして、日常のOJTに加えまして、人材育成専門員も活用しながら、職員一人一人が抱え込まないような環境をつくっているところでございます。

また、担当ケース数につきましては、人によって結構まちまちな状態がありまして、およそ40件前後になるようにはしておりますが、例えば、1年目、2年目の職員は10件程度とか、そういったところで濃淡をつけて配置をしております。

○のだて委員

子ども会議のほうは、子どもたち意見をしっかりと聞いて運営されているということでしたので、すばらしいなと思いました。ぜひそうした子どもたちの意見を聞きながら、引き続きやっていっていただきたいというふうに思います。

それと、人材のところでは、いろいろ人によって、新人には配慮をしたりということでやっていらっしゃるということなので、ぜひそうした働き続けられ、いろいろ大変な業務でもあると思いますので、ぜひそうしたメンタル面の支援等も含めて、働き続けられるように、やりがいを感じられるようにやっていっていただきたいと、子どもたちがしっかりと成長できるようにしてやっていただきたいというふうに思います。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

すみません、では、1 個だけ。

10 ページのところで、今あった子ども会議のところなのですが、学齢男児と女児で、回数は一緒に、参加児童数に対して延意見数が出ていたのですが、そうすると、大体何となくですけれども、倍ぐらいです。だから、1 回当たり 1 人 2 つぐらいの意見が大体出るのか、もしくは、こういう会議の中で 2 個ぐらいという形で聞いていただいているのかということ、これを、たまたま偶然こういう 2 件ぐらいなのかなという数字なのですけれども、その辺り、実際のところを教えてください。

○長谷川児童相談課長

この件数に関しまして、特にこちらでルール、制限を設けているわけではなくて、子どもから出てきた意見をそのまま記載しているだけです。

なので、子どもの特性であったり、抱えている不安といいますか、現状を打破したいという思いが意見にあらわれている場合もあれば、そうではなく、こういう場での発言ではなく、そのほかの意見表明として意見箱という制度や、日々で支援員と話をするという機会も設けています。また、上に記載のとおり、子どもアドボケイトということで、毎週土曜日、活動を行っております。このほかにも、がるるんクルーズという年の近い支援員等の配置も行っておりまして、この子ども会議での意見が全てということではなくて、様々な機会を捉えて子どもの意見を聞くように努めております。

○つる委員長

ありがとうございました。

ほかによろしいですか。

○高橋（し）委員

一時保護のところ、定員超過の状況が続くというふうに書いてあって、常態化しているということなのですけれども、これに対して、ご努力されて、職員の体制や居室の調整とあるのですけれども、これはずっとこのままの状態、この超過の状態ということに対する、常態化することで、どういう課題というか問題が起きたりするのかということと、あと、この常態化は、なかなかハード面があると思うので厳しいと思うのですけれども、何らかの方策を考えられないものなのではないかという、この状態、月の最大保護人数を見ると、なかなか厳しい状況と思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○長谷川児童相談課長

一時保護所の体制についてです。委員ご指摘のとおり、一時保護所の定員 14 名に対しまして、常に定員超過の状態が続いているといったところでございまして、本日時点でも定員超過という状況でございます。

ただし、児童相談所の一時保護所の設備に関しましては、一人一人の個室を設けておりますけれども、その個室の広さを 2 人で相部屋で使っても余るぐらいの面積で設定しているところ、それを踏まえたと、定員 14 名という数字はありますけれども、もう少しオーバーしても十分に面積的には見られるといったところがございます。

あと、お子様の状態によりまして保護をするわけですが、所長の方針もありますけれども、必要な保護は必ずすると。場所がないから保護しないということはしないということで、強く日頃から

おっしゃられておりますので、まず保護するというのが前提。その上で、例えば施設に空きがない場合は、23区で広域調整という仕組みがありますので、必要な保護を行った上で、23区内の開設している品川区を除いた9区の中で空き施設を調整するといったところで、今、運営しているところです。

また、この定員超過というのは、何も品川区だけの状態ではなくて、今、実はどこも定員超過、特に、他自治体というか、東京都はかなり日常のことが逼迫しているということも聞いております。

これに関しては、特別区長会事務局等でも度々話題になっていることでございまして、抜本的に施設を拡張すれば足りる問題でもあるのですけれども、やはりそれだけでは解決しない部分もありますので、まだ正解が見えていないわけではないのですけれども、職員で知恵を出し合いながら、目の前の状況に対処しているといったところが実態でございます。

ゆくゆくは、職員の育成をどんどん進めていくと同時に、児童福祉司が担うケースワークともうまく連携していきながら、保護の期間を適正な保護期間にしていくように力をつけていけるようになればいいのかなというふうにも思っております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。大変なご努力をされて対応されているということが分かったので、区の力だけではなかなかという部分もあると思うので、最後のほうにおっしゃっていましたが、23区全体、あるいは東京都との協力というか、そちらも踏まえて進めていただきたいと思います。せっかく施設のこういうところに入ったのというふうにならないように、やはり適切な指導をされているということも十分あれですけれども、やはりこういった年齢の男子だったり、女子だったりするので、その点が出てくると思うので、ぜひ、今お話があったような形で進めてください。

○つる委員長

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で事務事業概要を終了いたします。

3 その他

○つる委員長

最後に、予定表3のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

○高橋（し）委員

お答えできる範囲でよろしいのですけれども、以前、前の期の文教委員会で、学校の中で具合が悪くなったというか、原因不明で嘔吐とか、そういう児童・生徒が出たということで、調査中ですみたいなお話をしていただいたので、その後それがどうなったのでしょうかという、何か大きなノロだとか、そういうものも何かあったのでしょうかということが1つ。

それからもう1つ、これも先に新聞報道が出ていたのですが、品川区内の小学校か中学校か分かりませんが、生徒の殺害予告があったということが、他自治体であったのですが、それについて、現状分かっている状況、もちろんそういった事件は起きなかったのだと思うのですけれども、それについてのご説明をいただければ、今分っている時点で結構です。

○石井学務課長

私から、先日、先月の文教委員会でご報告申し上げました区内の中学校における集団感染状況についての続報についてご説明を申し上げます。

5月9日より生徒の体調不良が発出した問題でございますけれども、その後、保健所の調査が入りました。各学校のほうでフォームを使って、各保護者からアンケート調査を実施して、いつ頃調子が悪くなったかとか、そういったことも含めて保健所の調査を実施した結果、恐らく、まだこれは保健所の仮定というふうな形で正式な公表というような形ではないのですけれども、昨今、都内で流行している感染症胃腸炎の流行の一環で、学校の中から、生徒等も含めて感染が広がったものであろうと。

特に、学校の活動中で、学校の中のトイレで便が漏れているような状況がありましたので、そういったところから広がったのではないかというふうなことが濃厚であるというふうなことで言われております。

その後、発生した後、消毒作業を実施しまして、2日間の臨時休業を経て、今現在は通常に機能しているところでございまして、体調不良者もその後増えることはなく、生徒の皆さんは元気に学校に通っているというふうな状況でございます。

○つる委員長

もう1件のところは分らないですか。

○石井学務課長

殺害予告……。

○つる委員長

もしあれば、また改めてというところでよろしいかと思いますが、よろしいですね。

〔「その情報量だけということですか」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

はい。

〔「いや、それを伺いますけれども」と呼ぶ者あり〕

○高橋（し）委員

そういうことがあったということが分かって、詳細が分からなくて、今お答えできないということか、それとも……。

○酒川指導課長

センター、指導課とも、そういったこと自体が品川区内であったということを現在把握していない状況でございます。

○高橋（し）委員

すみません、新聞の報道であったので、品川を含め、ほかの二、三区で、あと私立の学校でも殺害予告が来たということがあったのでお尋ねしたので、また詳細が分かったら、報告していただければと思います。

○つる委員長

では、一応、報道ですが、学校ないし教育委員会での把握があれば、後日、改めてあれば、ご答弁いただければと思います。

○高橋（し）委員

その報道によると、「警察の発表によると」という表現でした。警察が把握している、警察に新聞社

が取材をしたか、警察の発表を聞いたということです。新聞の報道では、東京都教育委員会がということではないです。

〇つる委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇つる委員長

ほかにないようですので、正副委員長より、2点ご案内を申し上げます。

まずは、所管事務調査についてです。

5月27日の委員長会および正副委員長会において、議長より、これまでと同様に所管事務調査に積極的に取り組んでほしい旨の発言がありました。

当委員会としましても、委員会の活性化の観点から、積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

つきましては、年間を通して協議したい課題や調査事項等につきまして、委員の皆様からご発言をいただき、委員会日程等を考慮しながら、できる限り調査していきたいと考えております。

参考までに、過去の調査項目について、S i d e B o o k sに掲載しております。

それでは、所管事務調査について、何かこの場でご意見等がございましたら、ご発言願います。

〇のだて委員

いじめ対策で、この間、いろいろ重大事態の報告がありますし、最近、報告書を公開してほしいという希望の方もいて、公開されるものが出ましたので、そうしたところも見ながら、区としてどういったことが必要なのかというところをできたらなというふうに思います。

それとあと、不登校が、今回微増ということですが、高止まりしているところなので、まずは不登校にならないということと、あとは、通いやすいような学校にしていくということのできたらなというふうに思います。

〇つる委員長

ほかにございますか。

この段階ではいらっやしませんね。ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきましたご意見を含め、ほかに調査したいテーマがありましたら、6月16日月曜日までに、事務局へご提出いただきたいと思います。

日程的なこともございますので、提出されましたそれぞれのテーマにつきましては、資料等の準備などを含め、調査可能かどうか、理事者と協議させていただきまして、次回の委員会で正副委員長案をご提示し、改めまして、所管事務調査の調査項目として決定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、行政視察についてです。

今年度の行政視察の調査事項、視察先、日程等につきまして検討していきたいと考えております。

参考資料として、過去の視察先、調査項目についてまとめたものをS i d e B o o k sに掲載しています。

本日のところは持ち帰りとはしますが、あらかじめ、先ほどの所管事務調査についてと同様、行政視察において調査したい項目や行き先等について、ご意見があれば伺いたいと思います。

それでは、行政視察の調査項目や行き先等について、何かこの場でご意見等がございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

それでは、ほかに調査したい項目や行き先等がございましたら、同様に、6月16日月曜日までに事務局へご提出いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○午後2時51分閉会